

令和元年 5月 20日

お客様 各位

信州うえだ農業協同組合

住宅金融支援機構債権のご契約者様へのお知らせ

平素は、当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、業務の効率化を図るために住宅金融支援機構債権（福祉医療機構の再受託債権を含みます。以下、「機構債権」といいます。）の管理業務の一部を「系統債権管理回収機構株式会社」に委託することといたしました。

つきましては、お借り入れいただいております機構債権の元金・利息等のご返済にかかるご案内を、今後、当組合の他に前記「系統債権管理回収機構株式会社」からもご連絡させていただくことがありますので、お知らせいたします。

今後とも、より一層のお引き立てを心よりお願い申し上げます。

※ 系統債権管理回収機構株式会社（系統サービサー）は、農林中央金庫等から委託を受けて貸出債権等の管理回収を専門的に行う債権回収会社です（法務大臣許可番号第53号、ホームページ（<http://www.keito-sv.co.jp>））。農林中金ほかJAグループの出資により設立されています。

なお、債権回収会社（通称：サービサー）とは、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき、弁護士法の特例として特定金銭債権の管理回収業を営むことの法務大臣許可を受けた株式会社であり、許可を受けた債権回収会社は、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp>）で確認することが可能です。